

国有林野を利用した記念植樹及び体験林業について

〔昭和58年7月15日 58林野業第53号〕
林野庁長官から各営林（支）局長あて

〔最終改正〕

令和2年12月25日 2林政政第487号

このたび、国においては国土緑化の推進及び緑化意識の高揚を図るため、国民が広く参加しうる緑化運動を地域の実情に即して全国に展開することとしたところである。

この趣旨を踏まえ、林野庁においては「緑と花で結ぶむらとまち」運動についてふれあいの森づくりを核に据え推進することにしたところであり、この推進に当たっては、分収造林の積極的な推進を図るほか、市町村等の要請に応じ記念行事に植樹を希望する者や林業の体験学習を希望する者に対し国有林野を提供するものとし、別紙の「国有林野を利用した記念植樹び体験林業実施要領」（以下実施要領という。）を定めたので、この実施要領に基づき積極的に記念植樹及び体験林業の推進を図られたい。

また、関係地方公共団体に対し実施要領の周知を図り、その連携協力の下に適切に実施されるよう措置されたい。

別紙

国有林野を利用した記念植樹及び体験林業実施要領

1 目的

この要領は、植栽、下刈、つる切り、除伐等の作業を希望する者に対し、国有林野内の場所を提供することにより、緑化意識の高揚、林業の体験学習等に資することを目的とする。

2 定義

この要領における記念植樹とは各種の記念行事等に植栽等を行うことをいい、体験林業とは林業の体験学習のため植栽、保育を行うことをいう。

3 実施者

記念植樹及び体験林業の実施者（以下「実施者」という。）は、原則として次に掲げる者とする。

これらの者以外の者については、これらの者が行う計画に参加することができない場合であって、森林管理署長、支署長又は森林管理局が直轄で管理経営する区域にあっては森林管理局長（以下「森林管理署長等」という。）が実施者としてふさわしいと認めるときは実施者とすることができる。

ア. 市町村（特別区を含む。）

イ. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

ウ. 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であって同法第2条に規定する社会福祉事業を経営するもの

エ. 学校教育法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校

オ. 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人で、林業・林産業及び緑化啓もう事業に係るもの

カ. 森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条に規定する森林組合、同法第93条に規定する生産森林組合及び同法第101条に規定する森林組合連合会

キ. 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合で林業・林産業に係るもの

4 提供する場所等

記念植樹及び体験林業の提供場所、植栽樹種等については、国有林野事業の運営との調整を図りながら、実施者の要望に応ずるよう配慮するものとする。

5 提供面積

記念植樹及び体験林業（植栽に限る。）のために提供する面積は、原則として1回当たり0.1ヘクタール以下とする。ただし、森林管理署長等が特に必要と認める場合は、

0. 1ヘクタールから1ヘクタールまでの範囲において行うことができる。

6 保育等

- (1) 実施者が業務計画に基づく経営の造林事業実施区域（以下「造林事業地」という。）に植栽した場合の保育等は、原則として森林管理署長等が行うものとする。
- (2) 森林レクリエーションの施設の周辺、林道沿い等(1)以外の区域に植栽する場合は、原則として地拵え、保育は実施者が行うものとする。この場合、実施者は森林組合、造林請負者等の林業事業体に委託して行うことができる。

7 標識類の設置

森林管理署長等は、実施者が記念植樹及び体験林業を実施する場所において標識類の設置を希望する場合であって適切であると認めるときは、実施者による経費負担を条件にこれを承認することができる。

8 実施手続

記念植樹及び体験林業の実施を希望する者は、別紙様式による申請を実施予定地を管轄する森林管理署長等に提出し、承認を得なければならない。

なお、承認に当たり、申請者の記載内容が国有林野の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合にあつては、森林管理署長等は申請者に内容の修正等を求めるものとする。

9 権利の放棄

森林管理署長等は、実施者が植栽、保育等により生ずる全ての権利を放棄することを条件として承認するものとする。

10 経費負担

記念植樹及び体験林業の実施に要する経費（森林管理署長等が植栽準備、植栽手直し等を行う必要がある場合には、これに要する経費を含む。）は、実施者の負担とする。

なお、造林事業地に植栽する場合であつては、国の苗木を使用させて行わせることができるものとする。

また、必要な用具等についても使用させることができるものとする。

11 その他

- (1) 森林管理署長等は、実施者の要請に応じて必要な技術及び安全のための指導を行うものとする。
- (2) 森林管理署長等は、記念植樹及び体験林業について市町村、学校等に対し広く周知させるよう努めるものとする。

別紙様式1

記念植樹申請書及び同承認書

令和 年 月 日

森林管理署長等殿

申請者代表
住 所
氏 名

記 念 植 樹 申 請 書

国有林野において記念植樹を下記条件により実施したいので申請します。

記

- 1 記念植樹の目的
- 2 国有林野の所在地
- 3 実施面積
- 4 植栽木の種類
- 5 植栽本数
- 6 実施年月日
- 7 植栽木の保育方法
- 8 植栽木等の取扱 植栽木等に関するすべての権利は放棄するものとし、異議は一切申し立てません。
- 9 経費の負担
- 10 標識類の設置
- 11 その他

令和 年 月 日

申請者殿

森林管理署長等

記 念 植 樹 承 認 書

令和 年 月 日付けをもって申請のあったこのことについては、申請書記載の条件のとおり承認します。

なお、実施が申請書記載内容と異なる場合は、承認を取り消すことがあります。また、実施に当たっては、安全作業の確保、山火事の防止等に十分配慮して下さい。

別紙様式2

体験林業申請書及び同承認書

令和 年 月 日

森林管理署長等殿

申請者代表
住 所
氏 名

体 験 林 業 申 請 書

国有林野において体験林業を下記条件により実施したいので申請します。

記

- 1 体験林業の目的
- 2 体験林業の種類
- 3 国有林野の所在地
- 4 実施面積
- 5 実施年月日
- 6 参加人数
- 7 植栽木（又は保育木）の取扱 植栽木（又は保育木）等に関するすべての権利は放棄する
ものとし、異議は一切申し立てません。
- 8 経費の負担
- 9 標識類の設置
- 10 その他

令和 年 月 日

申請者殿

森林管理署長等

体 験 林 業 承 認 書

令和 年 月 日付けをもって申請のあったこのことについて、申請書記載の条件のとおり承認します。

なお、実施が申請書記載内容と異なる場合は、承認を取り消すことがあります。また、実施に当たっては、安全作業の確保、山火事防止等に十分配慮して下さい。